



第30号

昭和38年8月5日印刷
昭和38年8月10日発行
発行所
宇都宮市旭町1-3, 427
宇都宮商工会議所
電話(0)2,622 3,072 番
2,905 0,533 番
編集者兼
発行者 藤生善之助
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2丁目
印刷所 三共印刷株式会社
電話(0)4,006・6,481 番

中小企業基本法成立す

大詰めの国会をようやく通過

かねて日本商工会議所から強く要望していた中小企業基本法案は、衆議院を通過し参議院に回付されたまま、会期末の国会紛糾の飛びっちりを受け、その成り行きを懸念されていたが、さる六月五日の参議院で修正可決され、最終日の同六日に衆議院の議決を経て、大詰めぎりぎりによりやく成立をみるにいたった。かくて一足先きに成立している関連十法案とならんで、中小企業の発展をはかるための法規は一応出そろったことになり、わが国経済の中で大きな比重を占めている中小企業問題は、今後、これによって基本的な政策が確立されることになったわけである。(解説「中小企業基本法成立までの経過」次項)

中小企業者の自覚と努力を

日本商工会議所会頭 足立 正氏(談)

このたびの中小企業基本法の成立をみたことは、まことに喜びにたえない。

わが国の中小企業は、国民経済上極めて重要な地位を占めているにもかかわらず、その生産性、企業所得などの面において大企業との間にいちじるしい格差がみられていることは周知のとおりである。しかるに、これまでの中小企業にたいする諸施策をみると、それらは必ずしも総合的一貫的に組立てられ、有機的な関連においてすすめられていくとはいえない面があった。また、各界のこれらに関する評価もまちまちであった。いわば中小企業政策はあっても中小企業政策とはいえない状況であった。それがこのたびの中小企業基本法の成立によって、はじめて一本すじの通った中小企業政策が打ちだされ、政策目標なり基本的方向がきめられることとなったわけであるから、この法律の持つ意義はきわめて大きいといわなければならない。

しかし、中小企業の実産性等の向上といい、取引条件の不利益の是正といい、その解決をはかることはなかなか容易なことではない。このためには、まず関係法令の整備なり行政運営の改善によって中小企業基本法がその名にふさわしいかたちで運用されることが必要であるが、同時に、中小企業者の側でも一層自己の社会的責任を自覚し、その創意、工夫と協同意識を高度に発揚することが肝要であってこのような力が結集して始めてその重要な、しかし、それだけに困難な問題の解決がはかれるのではないかと考えられる。中小企業基本法の成立を機会に改めて中小企業者の自主的な努力を要望するとともに、関係業界が国民経済

的な視野に立って、この法律の目的とする方向に向って積極的に協力されることをお願いしたい。

中小企業基本法

提案から成立まで

◇：中小企業基本法案は、二月五日に閣議決定をみていらい七日に国会提出をわたり、いよいよ国会での審議に入ったが、まず衆議院では二月十九日の本会議で商工委員会に付託され、活発な討議に入った。

商工委員会を中心とした自民党、社会党の論争は内閣提出案に対して社会党から中小企業基本法修正案がだされ、この両案が併立して審議されたが、六月二十日に至って商工委員会が上り、二十六日の本会議にかけられた。同日の本会議は午前から午後にかけて終日国会正常化をめぐる、自民、社会両党間で話し合いが行なわれたが、話し合いは決裂におわり、このため自民党は清瀬衆院議長に対し議長職権による本会議の開催を要請、これに応じて清瀬議長職権による本会議で中小企業基本法案と関連四法案を可決した。

これにより同基本法案はただちに参議院に送付されたが、参議院では翌二十七日、参院商工委員会で一部修正のうえ付帯決議をつけて全会一致で可決、二十八日の参院本会議に緊急上程してこれを可決した。

◇：参院商工委員会の修正は、理事会で話合った結果、社会党の主張を入れて一部を修正したものであるが、その修正点の内容および付帯決議の内容は次のとおり。

▽修正点

一、企業間の較差として生産性のほかに企業所得、労働賃銀を加える(前文)

二、国は技能者養成により中小企業の技術向上を図るようにする(第三条に追加)

三、国は中小企業の従事者の経済的社会的地位の向上を図る(一条に追加)など六項目。

▽付帯決議

政府は本法の運用に当っては次の事項をすみやかに実現すべきである。

一、中小企業が大企業にくらべて生産性、企業所得および労働賃金に著しい較差を生じている原因を十分つかむと共にそれを取除くよう努め、同時に関連法規の整備充実をはかる予算確保、税制の改善、財政投融资の充実その他中小企業諸政策の拡充に努め法の効果を発揮できらう措置する。

二、中小企業の組織については現行諸法規を再検討し、秩序と機能の充実した体制に整備すると共に組織に対する特別の金融上税制上の配慮をし組織の強化を図る、

三、中小企業行政の強力な推進に役立てるため国、地方公共団体を通じ中小企業行政組織を整備強化する。

四、中小企業政策審議会にはとくに小規模事業者の代表者および消費者の代表を加えるよう配慮する。

五、紛争処理機構について早急に中小企業政策審議会に諮問し、公正かつ実行力のある機構を設けるよう考慮する。

参議院で修正があったことから同法案は再度衆議院に送付され、衆院本会議の議決を必要とすることになったが、衆議院では六日の本会議でこれを可決、ここに中小企業基本法は正式に成立した。

…観光基本法成立…

運用に関する要望書提出さる

観光基本法の制定については、日商を始め全国商工会議所協力のもとに、中央観光関係団体を中心に、観光事業振興推進委員会が結成され、一大推進運動を展開しておりましたところ、自民、社会、民社の三党共同で提案され、六月十四日可決、ここにめでたく成立の運びとなり法律第一〇七号をもって六月二十日に公布施行されました。さらに観光事業振興推進委員会は、その成立を祝して本法公布当日東京において、観光事業振興推進大会を開催し基本法にもとづく今後の具体的施策の施行について、別項のとおり要望することを満場一致で決議いたしました。

観光基本法の運用に関する要望

このたび、観光事業界の多年の要望が結実して「観光基本法」の制定を見ましたことは、まことに欣快に堪えません。ここに本法の制定を推進された国会並に関係各方面に対し、心から敬意と謝意とを表する次第であります。

観光憲法とも言ふべき本法によって、観光の進むべきみを明らかにし、観光に関する政策の目標を示されましたことは、われわれ関係者として感激を深くするものであります。ここに本基本法により、ゆるがざる基盤がうち樹て

られました。わが国観光事業の振興を左右するものは、今後の具体的諸施策のいかんでありませう。

よって、観光事業界の総意を体し本基本法の運用に関し特に次の措置を速やかに講ぜられるよう要望いたします。

記

- 1、国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図るため、所要の立法その他の措置を講ずること。
 - 2、外客来訪の促進を図るため、海外宣伝補助金の増額、施設整備のための財政融資の拡充、入出国手続の簡素化等の措置を講ずること。
 - 3、外客接遇の向上を図るため、関係事業者に対し輸出振興策に準ずる措置を行なうとともに、観光外客に対する料理飲食等消費税の非課税その他旅行経費の軽減措置を講ずること。
 - 4、観光旅行の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図るため、旅行道徳の普及向上等の措置を講ずること。
 - 5、観光に関する事業の健全な育成を図るため、観光関係事業財団制度の創設その他所要の措置を講ずること。
 - 6、健全な国民大衆旅行の容易化を図るため、低廉快適な旅行関係施設の整備に対する財政投融资・旅行金庫の創設等の措置を講ずること。
 - 7、特定の観光地における過密状態の緩和と観光事業を通ずる地域格差の是正を図るため、広域的、かつ、総合的観光開発に必要な立法その他の措置を講ずること。
 - 8、観光資源の保護育成及び国土美化の推進を図るため、現行法令の活用並に所要の立法その他の措置を講ずること。
 - 9、観光に関する施策を総合一貫的に推進するため、国及び地方公共団体の行政組織の総合強化並に観光関係団体の財政基盤の確立に必要な措置を講ずること。
- 昭和三十八年六月十七日
右決議する

観光事業振興推進大会参加者一同

新しい寝具と
総合呉服の御用命は…

←(店内新装完成)→

MARUI 丸伊呉服店
宇都宮・オ-銀行北角 TEL. 2-3490

会頭に保坂正七氏再選

副会頭・専務理事ともに再選さる

当会議所議員改選後初の臨時議員総会は六月十五日午後二時から当所三階ホールで開催、会頭以下全役員を選任を行い、会頭に保坂正七氏、副会頭に小林・河合・高橋・荒牧の四氏再選され、藤生専務理事も再選された。第一回顔合せで全議員七〇名の内六〇名（委任状提出者四名）の出席があった。

議事に入って保坂正七氏議長となり、第一号議案会頭・副会頭・専務理事・常議員・監事選任について、第二号議案顧問・参与推せんについて、両案一括審議され、先づ議長指名を以て九名の銓衡委員をあげて、別室にて銓衡の結果、会頭以下常議員・監事の役員を選任、顧問・参与の推薦が後記のとおり満場一致を以て可決確定した。

次いで第三号議案定款第三九条第一〇号より第一四号までの事項を常議員会に委任について及び第四号議案その他等も満場異議なく可決確定した。

新役員は次の通り。

○会頭 保坂 正七

○副会頭 小林 洋 河合長一郎 高橋 栄作

○専務理事 藤生善之助

○常議員 石海勇次郎 小保方光三 渡辺 愛司

粕谷松一郎 横倉 良夫 田辺 正平

野沢卯三郎 柳田 広 福田富次郎

福田松兵衛 小花 末吉 後藤喜一郎

荒川善次郎 青木 源吉 坂本 久吾

箕輪忠次郎 三浦 正次 設楽 高治

各委員会正副委員長並に委員長

○監事 鈴木 善助 鈴木 良一
笠原正一郎 野中 辰吉 上野修二郎

○顧問 横川 信夫 栃木県知事
佐藤和三郎 宇都宮市長
福島 悠峰 下野新聞社社長
坂本嘉平次 栃木新聞社代表取締役
上野 小七 株式会社上野百貨店社長
飯島 守 飯島合名会社代表社員

野沢 英一 有限会社野沢商店顧問
増井 靖 東京電力株式会社栃木支店長
栗島 半 日本通運株式会社宇都宮支店長
松本 好直 高崎製紙株式会社日光工場長
大野陽一郎 栃木県議会議員・株式会社大野屋青果市場取締役社長
羽石 成一 栃木県商工労働部長

岡本 喜一 宇都宮市経済部長
吉田 七郎 宇都宮市経済部次長
萩原 行男 宇都宮市経済部商工観光課長
五味啓四郎 株式会社宇都宮駅デパート専務取締役

○参与

当所議員改選に伴う各委員会正副委員長並に委員の選任につきましては、六月二十八日常議員会に於て次のとおり委嘱が決定されました。

当所各委員会正副委員長並委員委嘱さる

委員会名	委員長名	副委員長名	委員名
運営委員会	石海勇次郎	粕谷松一郎	米津正一 横倉良夫 野沢卯三郎 福田松兵衛
企画委員会	見当邦雄	渡辺長吉	渡辺愛司 木村明 野沢光男 増渕幹男
労働対策委員会	植木芳太郎	岡川菊造	内藤子生 笠間靖一朗 安中房司
中小企業相談所	柳田 広	渡辺貞一郎	柿沼克巳 小花末吉 亀田豊房 田代博
運営委員会	柳田 広	杉野本一郎	古谷光雄 河合健治 坂本久吾
厚生委員会	上野美治	坂野敏雄	中村芳夫 山崎徳雄
情報委員会	青木源吉	安久津忠徳	中村利雄 赤塚毅
観光委員会	福田三男	小保方光三	福田俊次 中村利雄 赤塚毅
工場誘致委員会	設楽高治	荒井鉄吉	飯塚末吉 藤沢清吉
		藤井一治	田辺正平 各部部长 鈴木善助 後藤喜一郎

当所各部会正副部長互選承認さる

当所議員改選に依る各部会正副部長選任につきましては、去る六月二十五日より二十七日迄、三日間に亘り各部

会々議を開催、次のとおり互選されましたが、六月二十八日常議員会に於てこれが承認決定されました。

◎各種技能講習会開催さる

技能検定準備のための講習会を開催し、以て検定合格率をたかめると共に、技能者の技能向上を図る目的にて、次のとおり各種講習会を開催致しました。

記

(一)、板金工技能講習会

- 一、主催 宇都宮市・宇都宮商工会議所
- 二、日時 六月七日 午後二時～四時三十分
- 三、場所 栃木県総合職業訓練所
- 四、講師 栃木県総合職業訓練所職員二名
- 五、受講者 二十五名

(二)、配管工技能講習会

- 一、主催 宇都宮市・宇都宮商工会議所
- 二、日時 六月八日・九日 二日間
- 三、場所 宇都宮商工会議所
- 四、講師 神奈川総合職業訓練所 配管科 西田 勲氏
- 五、受講者 延一七六名

(三)、左官工技能講習会

- 一、主催 宇都宮市・宇都宮商工会議所
- 二、日時 六月十六日 午前九時～午後四時
- 三、場所 宇都宮商工会議所
- 四、講師 水戸職業訓練所 嶋田重雄氏
- 五、受講者 五十七名

◎税務研究会開催さる

- 一、日時 昭和三十八年七月十三日午前十時
- 二、場所 宇都宮商工会議所
- 三、講師 税理士 樋口鉄四郎氏
- 四、議題 (一)、税制改正について (二)、その他

◎企業経営診断実施さる

当所中小企業相談所に於ては、七月十一日より二十四日までの間において、延七日間、次の専門指導員を聘して、経営診断を実施したが、受診者に非常に喜ばれた。

- 東京都商工指導所商店診断室主査 瀬戸 正美氏
- 同所 診断員 高知 尾勇氏
- 商工経営研究所長 安田 正夫氏
- 通産省登録診断員 長井 富夫氏
- 受診事業所名
 - 宇都宮デール自動車整備工場・岩崎産業(株)、三富食品・富永商会・金柘商会・鳥貞商店・下野印刷・斎藤五郎八商店・安蘇谷商店

◎工場診断実施申込受付について

中小企業経営の個別指導の最も重要な問題としての工場診断につきましては、従来より実施し多大の成果を挙げて

おりますが、本年九月以降実施のものについて、申込を次の要領で受付ますから、当所宛御申込み下さい。

- 一、実施期間 本年九月以降
- 二、診断員 通産省登録診断員
- 三、実施工場数 十工場以内
- 四、対象工場 従業員数二十名以下の事業所を優先対象とす。

◎商店街診断の実施について

商店街診断につきましては、毎年市と共同して実施しておりますが、本年も次の要領にて実施することになりましたので、希望商店街の申込みを待ち致します。

- 一、実施期間 本年九月以降
- 二、実施商店街数 五商店街以内
- 三、診断員 通産省登録診断員

◎経営改善講習会及懇談会開催のお知らせ

各業種又は地域団体の御協力により、次のとおり開催致します。

なお、御希望の向きは当所宛御連絡下さい。

記

協力団体	月日	場所	種別	内容	講師
宇都宮市労働組合	七月八日	宇都宮市労働会館	懇談会	経営近代化と求人問題	宇都宮公共職業安定所職業課長 増田彦二氏
宇都宮市労働組合	八月二日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	八月六日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	八月十日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	八月十四日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	八月十八日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	八月二十二日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	八月二十六日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	八月三十日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	九月三日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	九月七日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	九月十一日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	九月十五日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	九月十九日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	九月二十三日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	九月二十七日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十月一日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十月五日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十月九日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十月十三日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十月十七日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十月二十一日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十月二十五日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十月二十九日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十一月二日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十一月六日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十一月十日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十一月十四日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十一月十八日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十一月二十二日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十一月二十六日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十一月三十日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十二月四日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十二月八日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十二月十二日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十二月十六日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十二月二十日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十二月二十四日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十二月二十八日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏
宇都宮市労働組合	十二月三十一日	宇都宮市労働会館	映画	旋盤及熔接技術の発展	宇都宮市教育委員 藤田誠一氏

◎労務管理講演会並に研究会開催さる

現下の深刻なる求人難を打開し、転退職を防止し労働能率を向上させるための方策をきき、それを如何に具体化するべきか、又そのために関係機関及団体に何を望み、業界は如何になすべきかを研究する。講演並びに研究会を次の要綱にて開催致しました。

記

- 一、主催 宇都宮商工会議所・宇都宮労働基準監督署・宇都宮公共職業安定所
- 後援 栃木県・栃木労働基準局・宇都宮市・下野新聞社・栃木新聞社
- 二、日時 昭和三十八年七月十日 十時～十七時
- 三、場所 当所二階ホール
- 四、講演会 午前十時～十二時
- a、演題 従業員の雇い方と使い方
- b、講師 労務管理協会理事 柏木高美氏

五、研究会

一、第一部資料提供 午後一時～三時

a、公共職業安定所並に雇用促進事業団の主管業務
(本年度職業斡旋の状況と今後の見越し)

b、労働基準監督署主管業務

(中小企業労務管理近代化促進状況と中小企業労働
条件の改善)

c、商工会議所主管業務

(商工会議所の使命と中小企業労働福祉協議会の結
成について)

二、第二分科会 午後三時～四時三十分

a、第一分科会

テーマ 求人問題について

内容 求人難の現況及その原因とこれが打開策

b、第二分科会

テーマ 従業員の定着化について

内容 従業員転退職の現況並に原因とこれが防止
策について

c、第三分科会

テーマ 労働能率と労働福祉の関連性について

内容 労働能率と訓練並に労働福祉及労働条件と
の関連性とこれらの向上策

六、参加者定員二〇〇名

1、市内で企業を経営又は管理するもの及びその代理人
2、各業種組合、その他の団体役員
3、その他の希望者

◎働らく青少年の集い開催のお知らせ

働らく青少年が盛夏のひととき、家庭と職場を暫し離れ
静かに身の為の話聞き、話し合いの場に過去を省りみ、
将来の希望を明るく持つところに、明日からの活動の源泉
を求める青少年の集いを開催致しますことは、大いに意義
ある催しと存じまして、次のとおり那須青年の家に於て研
究会を開催致します。どうぞ奮って御参加下さい。

記

一、日時 昭和三十八年八月十日～十一日(二泊二日)

二、会場 那須高原「青年の家」

三、講師 労働省婦人少年局 高崎 節子氏

四、日程 八月十日午後一時 商工会議所集合

八月十一日午前十一時三十分 バスにて出発

八月十一日午前十一時三十分 解散

(解散後グループに別れて帰省する)

五、参加申込料 一人三〇〇円(外に帰路交通費二三〇円
は各自負担)

六、定員 五〇名限り

七、主催 宇都宮商工会議所・宇都宮市・宇都宮市教育
委員会・宇都宮中小企業労働福祉協議会・宇
都宮市商店街連盟

◎宇都宮商工青年学級大会開催の
お知らせ

当所にて開催中の青年学級の実績を検討し、今後の活発
な活動方法を研究する為、次の要綱にて青年学級大会を開
催致します。

記

一、日時 昭和三十八年八月二十日午後六時三十分

二、場所 宇都宮商工会議所二階ホール

三、参加者 a、青少年従業員を有する事業主
b、青年学級生及栃の実会々員
c、その他の希望者

四、打合せ内容

a、話し合い(事業主側と学級生側を別々に
して)

b、座談会(事業主と学級生の合同にて)

五、研究テーマ
今後どんな課題を行ったらよいか

◎年少労働者生活相談日開設のお知らせ

年少労働者の方のすべての生活相談日を次の要領にて開
設致します。

就きましては誠にお手数にて恐れ入りますが、各事業所
従業員の年少労働者に対し、趣旨周知の上、活発に御活用
方おすすり下さるよう特にお願ひ申しあげます。

記

一、趣旨 年少労働者の生活相談日を開設し、年少労働
者の職場・家庭・一身上の問題を始め、一切
の生活相談に預り、年少労働者の保護育成指
導の徹底と、労働福祉の向上を期し、ひいて
は地域経済の健全な発展を促す。

二、主催 宇都宮商工会議所・宇都宮中小企業労働福祉

うつのみや
山崎
TEL.(2)7126(代)

協議会

二、日時 昭和三十八年九月以降 毎月第一火曜日
四、場所 宇都宮商工会議所

五、相談内容

- (1)、年少労働者の生活全般・職場・家庭・友人関係・其他についての悩みごと
- (2)、病氣・経済・其他一身上の悩みごと
- (3)、年少労働者の希望・抱負等の実現のこと
- (4)、その他年少労働者の生活に関する一切のこと

六、相談者 年少労働者福祉員が窓口相談を担当し、福祉員は各相談事項により専門的な学経経験者・関係機関等に連絡しその処理に当る。

七、相談はすべて無料とし、相談事項の内容は絶対に秘密を厳守する。

◎昭和三十九年度学卒者求人申込み受付について

中小企業者の深刻な当面の問題たる求人難打開の一端として、来年度中学・高校卒業者求人申込みを次のとおり受け致します。なるべくお早目に御申込み下さるようお願い致します。

記

- 一、日時 (第一回) 昭和三十八年七月二十九日(三十日(第二回) 昭和三十八年八月二十一日(二十二日 毎日午前十時より午後四時迄)
- 二、場所 宇都宮商工会議所第一会議室
- 二、受付機関 宇都宮公共職業安定所

宇都宮労働福祉協議会 創立総会開催さる

中小企業に於ける当面の大きな問題たる、労働従業員の協同福祉活動の充実を図る目的を以て、かねてより関係者に於て計画致しおりました、宇都宮労働福祉協議会が次の順序にて創立総会を開催(当所内に事務所を設置)各方面の大きな期待をになつて、愈々発足致しました。

記

- 一、とき 昭和三十八年七月四日午後二時
- 二、ところ 於・当所二階ホール
- 三、出席者 各業界代表者七十五名
- 四、審議経過
 - 1、飯島創立準備委員代表挨拶
 - 2、栃木県商工労働部長代武内労政課長挨拶並経過報告
 - 3、規約審議(原案通り可決)
 - 4、事業計画並予算審議(原案通り可決)
 - 5、役員選任

会長 宇都宮商工会議所会頭 保坂 正七

副会長 (二名)

栃木県中小企業団体中央会々長 飯島 守
 (株)宇都宮青果市場取締役社長 高橋 栄作
 宇都宮市商店街連盟会長 荒牧春三郎

監事 (二名)

栃木県中央食販(株)取締役社長 小林 洋
 北関水産(株)専務取締役 設楽 高治
 栃木県中小企業団体中央会副会長 青木 益治

五、来賓祝辞

- 1、大野自民党県連中小企業対策委員長
- 2、荻原宇都宮市商工観光課長
- 3、松永栃木県経営者協会事務局長
- 六、閉会挨拶 高橋副会長

宇都宮市商店街連盟定期 総会開催

一、とき 昭和三十八年五月二十五日午後四時

一、ところ 当所第一会議室

一、出席者 三十三名

一、議案 第一号 昭和三十七年度事業報告並収支決算承認の件

第二号 昭和三十八年度事業計画並収支予算承認の件

第三号 役員改選の件

◇会長 荒牧春三郎(再) ◇副会長 青木源吉(再) ◇福田富次郎(再) ◇金子喜重郎(再) ◇坂本久吾(新) ◇松本啓二(新)

一、座談会 宇都宮市長並に市首脳部を囲む座談会
 一、懇親会 当所二階ホール

夏を涼しく美しく
 正しい化粧、楽しい毎日
 千手町 TEL 2-4029 みどりや

当所常議員会開催

- 一、とき 昭和三十八年六月二十八日午後二時十分
 一、ところ 当所第三会議室
 出席者 保坂会頭・荒牧副会頭・横倉・小保方・粕谷
 鈴木(良)・野沢・三浦・荒川・坂本・設楽・
 鈴木(善)以上十二名、
 野中・上野監事・藤生専務理事
 一、議案 第一号議案 各都公正副部会長承認の件
 第二号議案 各委員会正副委員長並委員委嘱
 について
 第三号議案 新会員加入承認について
 第四号議案 その他

商業活動調整協議会委員会開催

- 一、とき 昭和三十八年五月二十九日午前十一時十分
 一、ところ 於・当所第三会議室
 出席者 花田譲一・甲斐キヨ・横倉良夫・箕輪忠次郎
 石海勇次郎・柳田広・上野修二郎・荒牧春三
 郎・鈴木善助・福田富次郎委員・以上十名
 一、議案 (一)山崎百貨店申請、床面積増加許可に關

する意見答申について
 (二)その他

商業活動調整協議会委員会開催

- 一、とき 昭和三十八年六月十一日午後二時十分
 一、ところ 於・当所第三会議室
 出席者 高橋栄作・花田譲一・甲斐キヨ・樋山ヨシ・
 横倉良夫・粕谷松一郎・青木源吉・上野修二
 郎・荒牧春三郎・福田富次郎委員・以上十名
 一、議案 (一)㈱フクダヤ百貨店並(㈱)上野百貨店両店舗
 床面積増加申請に關する内容検討について
 (二)その他

商業活動調整協議会委員会開催

- 一、とき 昭和三十八年六月二十日午前十時二十五分
 一、ところ 於・当所第三会議室
 出席者 高橋栄作・花田譲一・樋山ヨシ・柳田広・粕
 谷松一郎・青木源吉・上野修二郎・荒牧春三
 郎・鈴木善助・福田富次郎委員・以上十名
 一、議案 (一)㈱フクダヤ百貨店床面積増加申請に關す
 る継続審議について
 (二)その他

昭和37年度収支決算書

(昭和37年4月1日より
 昭和38年3月31日まで)

宇都宮商工会議所

収入の部

(単位円)

款	項	本年度 予算額	本年度 決算額	過 不 印 減	備 考
1. 会 費	1. 会 費	5,811,900	5,951,400	139,500	
	2. 過 年度 会費	5,800,000	5,939,500	136,500	5,939円(1口 1,000円)
2. 交 付 金	1. 補 助 金	1,500,000	1,500,000	0	宇都宮市補助金
3. 事 業 収 入	1. 高 工 技 術 普 及 及 事 業 収 入 2. 商 工 振 興 事 業 収 入 3. そ の 他 の 事 業 収 入	3,750,000	3,882,527	132,527	{ 計算能力、簿記、タイピスト、事務職員、計 算機接能等の検定試験料並びに事務職員、店 員通信講座受講料収入分 見本市、各種展示会並びに各種催物収入 会議所=エース並びに商工名鑑広告料、その 他
		750,000	747,975	△ 2,025	
		1,900,000	1,929,912	29,912	
4. 手 数 料 使 用 料	1. 手 数 料 使 用 料	300,000	369,700	69,700	各種証明、鑑定手数料、会議所貸室使用料
			369,700	69,700	
5. 寄 付 金	1. 寄 付 金	70,000	71,478	1,478	事業に対する寄付金
			71,778	1,478	

6. 雑収入	1. 預金利息 2. 雑収入	305,921 46,000 259,921	297,219 62,784 234,435	△ 8,702 16,784 △ 25,486	預金利息 その他雑収入
7. 繰越金	1. 繰越金	518,259 518,259	518,259 518,259	0 0	前年度繰越金
合	計	12,256,080	12,590,583	334,503	

支出の部

款	項	本年度予算額	本年度決算額	過不足 △印減	備	考
1. 給与費	1. 給料	2,480,000	2,283,027	△196,973	役員給料	
	2. 諸給	1,780,000	1,728,600	△ 51,400	手当及び雑給	(残業手当, その他雑給)
	3. 賞与	120,000	116,927	△ 3,073	役員賞与	
	4. 報酬	550,000	437,500	△112,500	委員囑託報酬	
2. 旅費	1. 旅費	30,000	0	△ 30,000		
		150,000	135,540	△ 14,460	役員旅費	
3. 家屋費	1. 借地料	150,000	135,540	△ 14,460	宇都宮市役所納付	
	2. 管理費	78,000	78,477	477	家屋並に室内修理	
	3. 保険	615,700	615,700	0	光熱費, 水道料	
	4. 保	160,000	137,143	△ 22,857	火災保険料(建物, 什器備品)	
4. 事務局費	1. 通信運搬費	16,000	15,090	△ 910		
	2. 消耗品費	869,700	846,410	△ 23,290	電話料, 郵便料, その他運搬費	
	3. 図書費	170,000	187,512	17,512	諸用紙, 文房具類	
	4. 印刷費	100,000	103,567	3,567	官公報, 新聞, その他図書費	
	5. 什器費	50,000	38,335	△ 11,665	諸印刷費	
	6. その他諸費	60,000	30,350	△ 29,650	備品購入及び修繕費	
5. 会議費	1. 会議費	80,000	22,480	△ 57,520	議員徽章費	
		71,000	71,000	0		
6. 一般事業費	1. 中小企業相談所特別会計繰入金	200,000	176,669	△ 23,331	議員総会費, 役員会費, 部会費, その他	
	2. 商工振興技術普及事業費	200,000	176,669	△ 23,331		
	3. 調査研究費	4,810,000	4,647,302	△162,698		
	4. 講演会, 講習会費	1,000,000	822,113	△177,887	講演, 講習, ナイバースト, 事務職員, 計算尺	按能検査式試験諸費, 事務職員, 店員通信講座
	5. 販路拡張費	2,450,000	2,449,015	△ 985	諸費並に各種催物支出	
	200,000	116,526	△ 83,474	調査研究費		
	50,000	40,338	△ 9,662	講演会, 講習会, その他		
	300,000	353,912	53,912	販路拡張費		

	6. 観光宣伝商取引費	60,000	51,050	△	8,950	観光宣伝, 商取引増設費
	7. その他事業費	750,000	814,348	△	64,348	会議所ニマニス発行並に商工名鑑発刊費, 刊行物配布, 商業活動調整諸費
7 交 際 費	1. 交 際 費	170,000	169,630	△	370	慶弔, 接待費
8 公 課 分 担 金	1. 公 課 金	510,000	480,292	△	29,708	諸 税
	2. 分 担 金	505,000	476,692	△	28,308	日商, 関東ゾロックス, 県連合会分担金
9. 厚 生 費	1. 福 利 厚 生 費	220,000	211,165	△	8,835	役員員社会保険料, その他厚生費
10 退 職 給 与 積 立 金 計 等 特 別 入 金		2,050,000	2,050,000	0	0	役員員退職給与積立金
	1. 退職給与積立金	300,000	300,000	0	0	
	2. 特別会計繰入金	650,000	650,000	0	0	
	3. 70周年記念事業費等積立金特別会計繰入金	1,100,000	1,100,000	0	0	
	4. 土地買入等基金積立金特別会計繰入金					
11 法 定 台 帳 関 係 金	1. 法 定 台 帳 関 係 金	100,000	100,000	0	0	法定台帳管理費補填金
12 雑 費	1. 雑 費	80,000	79,660	△	340	
13 子 備 費	1. 子 備 費	85,380	85,380	0	0	
合 計		12,256,080	11,718,319	△	537,761	

収入支出比較表

(単位 円)

収入決算額	支出決算額	差引	残高	備考
12,590,583	11,718,319		872,264	剰余金(次年度に繰越)

昭和37年度 宇都宮商工会議所 収支決算書

中小企業相談所

(特別会計)

(昭和37年4月1日より
昭和38年3月31日まで)

(単位 円)

収入の部

項目	本年度額	本年度額	過不足	備考
1. 經常収入	4,405,500	4,234,813	△ 170,687	

1. 県補助金	2,930,600	2,930,600	0	1. 経営指導員人件費 2. 同 補助員人件費 3. 指導員旅費 4. 専門指導員謝金 5. 講習会開催費 6. 経営カルテ作成費 7. 事務 費	1,753,000円 192,000円 80,000円 470,400円 235,200円 40,000円 160,000円
2. 市補助金	400,000	400,000	0	宇都宮市補助金	
3. 自己負担金	1,000,000	822,113	△ 177,887	会議所負担分	
4. 手数 数 料	74,900	82,100	7,200	講習会聴講料	
2. 臨時収入	10,829	6,282	△ 4,547	預 金 利 子	
1. 雑 収 入	10,829	6,282	△ 4,547		
3. 繰 越 金 金	0	0	0		
1. 繰 越 金	0	0	0		
合 計	4,416,329	4,241,095	△ 175,234		

支 出 の 部

項 目	本 年 度 算 額	本 決 算 額	過 剰 △	不足 増	備 考
1. 経営改善普及費	3,526,600	3,596,727	70,127		
1. 指導員人件費	1,794,900	1,794,900	0	0	
俸 給	1,420,400	1,420,400	0	0	
家族手当	42,000	42,000	0	0	
特別手当	332,500	332,500	0	0	
2. 補助員人件費	245,400	245,400	0	0	
俸 給	192,000	192,000	0	0	
特別手当	53,400	53,400	0	0	
3. 指導員旅費	113,000	112,200	△ 800		
4. 専門指導員謝金	552,000	526,000	△ 26,000		講師, 専門指導員謝金, 資料費~20,507円流用
5. 講習会開催費	244,000	268,807	24,807		
会場借上費	100,000	92,740	△ 7,260		資料費~7,260円流用
資料費	144,000	176,067	32,067		講習会テキスト
6. 経営カルテ作成費	40,000	35,700	△ 4,300		資料費~4,300円流用
7. 指導員事務費	537,300	613,720	76,420		
備 品 費	160,000	228,250	68,250		電話器, 購写輪転機外
消耗品費	90,000	104,945	14,945		諸用紙, 文具代
印刷製本費	40,000	36,450	△ 3,550		業務案内その他
通信運搬費	140,000	139,530	△ 470		郵便, 電話料
図書費	36,000	34,250	△ 1,750		日本経済年鑑外93冊
燃料費	70,000	68,995	△ 1,005		ガソリン, 石炭, 電気料
公 課	1,300	1,300	0		モーターバイク税

2. 一般事業費	392,000	194,495	△	197,505	
1. 商業振興費	200,000	123,881	△	76,119	講師旅費その他
商業振興費	100,000	123,881		23,881	商業振興事業費～23,881円流用
同 調査費	50,000	0	△	50,000	備品費～50,000円流用
同 調査費	50,000	0	△	50,000	
2. 工業振興費	150,000	60,324	△	89,676	企業地振興対策打合せ費その他備品費～18,250円流用
工業振興費	50,000	20,224	△	29,776	
同 調査費	50,000	27,400	△	22,600	工場視察バス代外
同 調査費	50,000	12,700	△	37,300	企業地振興対策調査書作成費外
3. 労務対策費	42,000	10,290	△	31,710	
労務対策費	30,000	10,290	△	19,710	求人申込み広告料外
同 調査費	12,000	0	△	12,000	

3. 管理費	497,729	449,873	△	47,856	
1. 人件費	36,000	32,078	△	3,922	
超勤手当	36,000	32,078	△	3,922	
2. 事務費	50,000	32,830	△	17,170	
器具修理費	30,000	11,600	△	18,400	バイク等修理費, 雑費～1,230円流用
雑費	20,000	21,230		1,230	衛生費その他
3. 会議費	70,000	73,787		3,787	(商) 審査員中食代, その他茶菓代
4. 福利厚生費	120,000	111,178	△	8,822	社会保険料
5. 退職給与積立金	200,000	200,000		0	昭和37年度分
6. 予備費	21,729	0	△	21,729	会議費～3,787円, 消耗品費～14,945円流用
合 計	4,416,329	4,241,095	△	175,234	

昭和37年度における特定商工業者法定台帳の作成管理及運用に直接必要な経費の明細書

昭和37年度特別会計收支決算書

(昭和37年4月1日より
昭和38年3月31日まで)

収入の部

(単位 円)

款	項	本年度 予算額	本年度 決算額	過不足 △印減	備	考
1. 本年度負担金	1. 本年度負担金	1,080,000	1,104,000	24,000		
		1,080,000	1,104,000	24,000	特定商工業者 1,500人 × $\frac{92}{100}$ (1,380人) × 800	
2. 過年度負担金	1. 過年度負担金	0	0	0		

3.補填金	1.補填金	1000,000	100,000	0	
		100,000	100,000	0	法定台帳管理費補填金
合	計	1,180,000	1,204,000	24,000	

支出の部

款	項	本年度 予算額	本年度 決算額	過不足 △印減	備	考
1.給与費	1.俸給	453,000	468,000	15,000		
	2.諸給	348,000	360,000	12,000		{専任給月20,000円×12月分=240,000円 助勤給月10,000円×12月分=120,000円
	3.賞与	18,000	18,000	0		{家族手当(専任分)外諸手当 月1,500円×12月分=18,000円 俸給月額300%≒90,000円
2.事務局費	1.施設管理費	121,362	128,520	7,158		
	2.什器備品借料	40,800	40,800	0		1.電灯料 月200円×3×12月=7,200円 2.石炭 {4ト×5分7,900円×4ヶ月=131,600円 3.水道料 (事務局使用料の $\frac{1}{5}$)=2,000円
	3.消耗品費	27,000	27,000	0		1.電話機 50,000円×1 2.宛名印刷機 22,000円×1 3. 机 7,000円×2 4.椅子 3,000円×2 5.戸棚 8,000円×2 6.自転車 20,000円×1 7.暖房機具 7,000円×1 以上購入額の $\frac{1}{5}$
3.事業費	1.印刷費	552,220	552,220	0		1.諸用紙、原紙類 23,000円 2.封筒類 15,000円 3.筆墨、その他文具類 22,720円
	2.通信費	65,620	65,620	0		1.郵便料 台帳記入依頼状返送用共 10円×2×1,500通=30,000円 調査用紙通知用8円×1,500枚=12,000円 取引紹介通知用8円×500枚=4,000円 2.電話料 市外電話料 30円×150回=4,500円 市内電話料 7円×180通話×12月=15,120円
	3.交通費	15,600	15,600	0		1.当所70周年記念行事特定商工業者記念品贈呈分 500円×650人=325,000円
	4.広報費	442,000	442,000	0		2.特定商工業者向け報特集号頒布費 30円×650人×6=117,000円

4. 福利厚生費	1. 福利厚生費	18,618	19,260	642	$\frac{63}{1,000} \times \frac{1}{2} = 11,340円$ $\frac{30}{1,000} \times \frac{1}{2} = 5,400円$ $\frac{14}{1,000} \times \frac{1}{2} = 2,520円$
	5. 退職給与積立金	34,800	36,000	1,200	
合計	1. 退職給与積立金	34,800	36,000	1,200	俸給の10%
合計		1,180,000	1,204,000	24,000	

恒例『夏まつり』開催迫る

当所並に宇都宮観光協会・宇都宮市商店街連盟主催、宇都宮市後援のもと恒例の『夏まつり』行事計画については関係者において、よりより協議致しておりますが、会期を、土・日を盛りこんだ、八月二日より七日までの六日間として、例年好評の『涼風を贈る奥日光探勝』招待福利大売出しをキャッチ・フレーズに、市内加盟全店において会期中夏物の総決算、一大セールを展開すべく、次のバラエティーに富んだ行事予定が決定されました。
『夏まつり』行事予定表

期日	行 事 名	場 所
会期中	納涼川柳行灯まつり	馬場町通り商店街
2・3・4日	七夕まつり	日野町通り
3・4日	納涼花火大会	八幡山公園
4日	川まつり 灯籠流し 花火大会	宮川橋向 一帯
3・4日	夕涼みバラエティショー	東武駅前広場
4日	民謡ながし (民謡普及会 宮の会一行)	日野町通り オリオン通り
会期中	宮の盆おどり大会 (ビクター歌手大挙出演)	二荒山境内 パ ンパ通り青年会
3・4日	みはし通り 素人のど自慢大会	会 議 所 前
会期中	納涼マンガまつり	東武デパート 五階ホール
会期中	行灯コンクール	ユニオン通り 中央通り
7日	陸上自衛隊音楽行進	国鉄駅前より市 中行進

第18回英 文検定試験結果発表表

日 時	38・5・26日 9時					
場 所	宇都宮商業高等学校					
級別	申込数	欠数	受者数	合格数	満点数	%
a	一	〇	一	〇	〇	〇
b	二	〇	二	〇	〇	〇
c	七	一	六	二	一	〇

お部屋のポイント
新しい家具

済

安中の家具

合計	d
一八	二一
二八	二
一七	二六
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇

第15回計算尺技能検定試験結果発表表

日 時	38・6・2日 9時					
場 所	宇都宮工業高等学校					
級別	申込数	欠数	受者数	合格数	満点数	%
一	六	〇	六	一	〇	一七
二	七八	七	七一	八	〇	一一
三	一五七	二〇	一三七	九	〇	七
四	二五	二	二三	一〇	〇	四三
合計	二六六	二九	二三七	二八	〇	一二

第18回簿記検定試験結果発表表

日 時 38・6・9日 9時
場 所 宇都宮商業高等学校

級別	申込数	欠数	受者数	受験者数	合格数	満点数	%
一	六	一	五	二	一	二	二〇
二	三四	一二	二二	七	一	三	二二
三	一七一	四三	一二八	一四	七	一一	一一
合計	二二一	五六	一五五	二一	二	一五	一一

第48回珠算能力検定試験結果発表表

日時 38・6・30日 9時
場所 宇都宮市立旭中学校

級別	申込数	欠数	受者数	合格数	満点数	%
一	六	一	五	二	〇	一四・八
二	三四	一二	二二	七	〇	九・八
三	一七一	四三	一二八	一四	〇	一一・一
合計	二二一	五六	一五五	二一	〇	一一・一

当所新規会員の御紹介 (敬称省略)

業種	住所	氏名
自転車・卸	川向町七五	富永商会
日用品・雑貨	埜田町二五	山田屋商店
〃	西原町三五	春山商店
繊維品卸	川向町七六	三和商店
金属部品製造業	伊賀町二、四	星野製作所
冷暖房工事	築瀬町三〇	電装工業
鮮魚商	西大寛町三、四九	青木基
寝具類卸	宿郷町五九	伊沢忠義
家具製造業	一の沢町三	福田光一
左官業	西大寛町三、四	山形左官工業
協同組合	〃	栃木県左官業協同組合
ボデー鍍金塗装	西原町七一	福田車体工業
店舗デザイン	花房町一、八五	関根総合デザイン建築事務所
冷凍冷蔵工事	今泉町一、三三	平冷機工業所
青果商	雀宮町日の出通	栄屋商店
縫製業	旭町三、四	仲山璋
木工機械	中河原町四	石山商店

◎宇都宮家具商工業組合「千歳寮」に寄贈す

宇都宮家具商工業組合(組合長山村周平氏)では、当所

七十周年記念備品調整受注を期して、当所を通じ、恵み少ない市養老施設「千歳寮」に、金一封を中元として寄贈致し感謝されました。

◎商店街連盟屑籠を寄贈す

宇都宮市商店街連盟(会長荒牧春三郎氏)では、宇都宮市美化運動に協力「街を美しくしましょう」と、きれいに書いた文字の金網製美麗屑籠十個を(直経六〇センチ、高さ九〇センチ)次の個所に寄贈致しまして、関係者に喜ばれました。

記

二荒山神社境内二、八幡山公園三、バンバ公園グリーンベルト一、大谷観音二、国鉄宮駅前一、東武宮駅前一

「私たちのまちを美しくする運動」の目標!!

この運動の目標は二つあります。

一つは、精神的な柱ともいべききもので、この運動をとおして市民の方ひとりひとりが自分たちの生活環境を美しくするために、まずお互が民主社会のよき市民であること自覚、市民性を高め公共心をやしなっていくということにあります。

二つには、外形的にわが宇都宮市を効果的に美しくするための実践活動を、活発に組織化することにあります。

では、その運動を実行する具体的方策は……

1、公衆道徳を高める運動

あらゆる手段、方法をつくし、あらゆる機会と場所をとらえて公衆道徳を高める運動を推進する。

2、道路・河川・みぞをきれいにする運動

(1) 道路にモノをすてないようにしよう。

私たちのまちを美しく

市民のだけれども「私たちのまちを美しくする運動」に参加しよう。

愛する我が家を、愛する我が郷土を、愛する我が育ちを、美しく育てよう。



- 1、公衆道徳を高めよう。
- 2、道路・河川・みぞをきれいにしよう。
- 3、公園・ハイキングコースをきれいにしよう。
- 4、花いっぱい運動に参加しよう。
- 5、草木・鳥獣を愛しましょう。
- 6、紙くずやタンツバを吐きちらさないようにしましょう。

宇都宮市美化運動推進協議会

菓子と食堂・食料品

味のデパート

マスキ

3階 特別食堂
2階 お好み食堂
1階 菓子・パン
地階 食料品



宇都宮市相生町二荒山神社前

TEL. 2-11666(代表)

(2) 道路・店先にモノを置かないようにしよう。
(3) 田川・釜川・その他の川やみぞにゴミを捨てないようしよう。

3、公園やハイキングコースをきれいにする運動
(1) 遠足・ハイキング・旅行・運動会には必ずゴミ入用袋を携帯しよう。

4、花いっぱい運動

(1) 家庭花だんをつくろう。
(2) 街頭・あき地・広場に花だんをつくろう。
5、草木・鳥獣を愛護する運動
(1) 巣箱をつくろう。

6、看板・広告等を美しくする運動

(1) 美観を害するポスター・広告等はやめよう。
(2) ポスター広告等の後始末をよくしよう

7、紙くずをちらさない運動

8、タン・ツバをはきちらさない運動

(宇都宮市美化運動推進協議会)

◎郵便協力関係について

一、表札の全戸掲出

皆様の大切な郵便が早く、しかも正確に配達できるようにするためには、完全な表札の掲出と、表札のない家庭もまだまだありますので、次のとおり御協力をお願い致します。

表札は大切な目印ですので必ずはっきり読める表札を出しておいて下さい。

表札は必ず、町名番地と世帯主だけでなく、家族・同居者等全員の姓名を記載して下さい。

二、受箱の設置

郵便受箱を設けてもらえば、配達の際に留守でも、普通郵便は確実に配達されますから、ぜひ設けるようにして下さい。

さい。

三、大口利用者の方へ

大口に差出されるときは、数日前に局の方に、差出予報をお願ひ致します。

また方面別の区分方にも、ぜひ御協力頂ければ、早く送達できますので、次の三方面別に分けてお差出し下さい。

県別・市別・町別

四、宛名の完全記載

郵便物が確実・安全・迅速に送達されるためには、宛名が正確・完全に記載され、差出人もまた自分の住所を省略しないで、正確に書いて下さい。次の事項について特に御注意願ひします。

(1)、都・道・府・県名・町名・番地まで明瞭に書くこと。
なお同一市町村内に、二局以上の集配局があるときは、なるべく配達局名を書いて下さい。

(2)、宛名印刷機・カーボン紙を使用するときは、字体がはっきりとできるように、また小包には必ず荷札を二枚結び付けて下さい。

五、転居届の励行

住所を移動した場合は、旧住所の配達受持局へ転居届を出しませんと、旧住所宛の郵便物は新住所へ転送されず、差出人に戻されてしまいますから、住所を移転したときは必ず郵便局へ転居届をお出し下さい。

六、現金送達は書留で

現金を送るときは必ず現金封筒に納め、書留郵便物にして頂くことになっています。もし書留以外の郵便に現金を入れますと、規定違反として返送されるばかりでなく、事故の原因にもなりますので、現金は必ず現金書留としてお出し下さい。

七、規格封筒のおすすめ

昨年十月工業標準化に基づいて、封筒の寸法二十一種類が制定され、郵政省としては郵便の能率的な取扱いのため、次の八種類の封筒の使用を望んでおります。

長形封筒(単位ミリ) 四号 八四×二一七

五号 八四×二〇五

角形封筒(〃) 四号 一九七×二六七

六号 一六二×二二九

洋形封筒(〃) 二号 一一四×一六二

五号 九五×二一七

六号 九八×一九〇

七号 九二×一六五

なお、最近の増大する郵便物を正確・迅速に処理するためには、形状寸法の標準化が必要ですから、どうぞこの運動に御協力下さい。

(宇都宮郵便協力会より)

◎テーブルマナー開催さる

当所文化部会主催、宇都宮クッキング・スクール（校長 当所青木常議員）協賛にて、来たるべきオリンピックを控え、洋式食卓における本格的マナーの会を、改めて復習の意味で、議員のエチケットとして身につけるべく次のとおり開催致しました。

当夜は保坂会頭を始め三十余名の参加者を得て、きわめて盛況、ユーモア溢れる講師の話術に、実際のマナーを充分身につけた、来会者一同に、有意義な会合として、大いに喜ばれました。

記

とき 七月九日（火）午後六時～八時半まで

ところ 上野百貨店 五階グリル

講師 宇都宮クッキング・スクール

主任講師（恵泉大YWC A講師・伊藤芳子先生）

中小企業 投資育成会社の概要について

かねて日商が、中小企業振興策の一環として実現方を要望していた『中小企業投資育成会社』法は、この程、国会を通過し、六月十一日付で公布されましたが同法の概要は次の通りです。

自己資本の充実と育成強化

中小資本調達への橋渡し
企業

設立は東京・大阪・名古屋に、

問 中小企業投資育成会社とはどういうものですか。

答 中小企業の増資新株の引受けと経営技術上のコンサルテーションに関する事業を行なって、中小企業の自己資本の充実と育成強化を図り、将来中小企業が株式を公開して株式市場で資本を調達することができるようになるまでの橋渡しをしようとするものです。

問 会社はどこに設立されますか。

答 会社は中小企業投資育成株式会社（昭和三十八年法律一〇一号）に基づいて、東京・大阪・名古屋にそれぞれ設立されます。

問 会社の業務区域はどうなりますか。

答 三社で全国をカバーするもので、原則として東京は関東以北・名古屋は中部・大阪は近畿以西をその区域とします。

問 会社の資本は。

答 国と地方公共団体と民間との三者の出資によります。一会社の資本は三者の共同出資による一

問 国の出資は。

答 (1)、中小企業金融公庫を経由して行なわれます。（以下公庫の出資という）

楽しいの道しるべ



うつのみや

七製

TEL (2) 5401



(2)、公庫の出資は会社ごとにその資本金の三分の一以内となっております。

(3)、公庫の出資は総額六億円以内で、会社ごとの配分予定は東京二億五千万円、名古屋一億円、大阪二億五千万円です。

(4)、出資形態は、無議決権株優先配当株で、かつ償還株（以下優先株式という）となっております。

(5)、優先株式の条件はつぎのような内容となる予定です。

(4)、優先配当率六・五％、ただし会社が配当できるときから二年間は民間への配当率を下らない範囲で三％まで引下げることができる。

(5)、償還期間、五年据置後十年償還。

問 地方公共団体の出資は。

答 会社ごとに区域内の都道府県および五大都市等から受けることとなります。その出資については公庫の出資額以上になることが期待されています。

問 民間の出資は。

答 会社ごとに区域内の関係業界（金融・証券・事業会社）の協力を得て調達します。会社の資本は公庫と地方公共団体の出資のほかに民間の出資に相当多数の期待がかけられております。

問 一資本金五十万円以下の株式会社が対象一

問 会社の投資対象となる中小企業の範囲は。

答 (1)、資本金五十万円以下の株式会社ですが、実際にはそのうちおおむね資本金五百万円以上の階層が中心になります。

(2)、投資対象となる業種は、産業構造の高度化または産業の国際競争力強化の促進に寄与すると認められる業種であって政令で定められることとなります。

問 会社は一企業についてどの位まで投資するのですか。

答 会社一企業についてその発行済株式総数の二分の一以

上の株式は引き受けませんが、一方投資効果のあがらぬような少額の引受けは行わない予定です。
 問 会社に対して、国から前期出資のほかにどんな援助がありますか。

答 (1)、公庫出資のほか、会社に対して事業に必要な長期資金を貸付けることができます。
 (2)、優先株式の配当は法人税が免除されます。

問 会社に対して政府の監督は。
 答 会社の定款・事業計画・資金計画その他必要事項について監督します。

問 会社の設立は。
 答 会社ごとに政府から設立委員が命ぜられ、その設立委員が発起人の職務を行ないます。

宇都宮手形交換高 (単位千円)

年 月	手形枚数	金額
三十八年五月	四〇、六三六	一一、〇九六、一八
六月	四二、五六三	一〇、八一九、四二九

不渡手形

年 月	手形枚数	金額
三十八年五月	五七八	三七、三九四
六月	四一三	五一、七二八

宇都宮銀行会(八行加盟)預金貸付高

年 月	預金	貸付
三十八年五月	三七、二〇二、〇一五	二二、三三三、四九〇
六月	三九、一六七、二三九	二二、七九四、三二二

宇都宮中小商工業施設改善資金

年 月	摘要	件数	金額
三十八年五月	承認	一〇三	四五、八〇〇
六月	承認	一五七	五七、二〇〇
七月	承認	一六九	一一、〇〇四

宇都宮市中小企業互助会連転
 資金状況

年 月	摘要	件数	金額
三十八年五月	承認	三三六	七、一三〇
	認分	三四	六、五八〇

年 月	承認	認分
三十八年六月	三五	七、二六〇
七月	三五	六、四一〇

中小企業労働福祉施設資金利子補給制度概要について

一、利子補給対象者
 常時使用する従業員の数が三〇〇人(商業・サービス業の場合は五〇人)以下の中小企業者及びその団体の場合
 注 1. 既設の施設に対する利子補給
 既に労働福祉施設を設置し、現在その施設の借入金を選定中である者も申請できる。

2. (補)との併用申請の容認

県の中小企業労働施設資金融資制度(略称(補)による融資申込と併せて利子補給の申請もできる。

二、利子補給対象施設
 従業員のための労働福祉施設

三、利子補給対象金額
 指定金融機関から借り受けた資金の最高二〇〇万円までとする。

ただし(補)との併用申請の場合は(補)の算定による。
 $200万円 - (補)中金額 \times \frac{3}{2} = 利子補給対象金額$

四、指定金融機関
 労働福祉施設資金と同じ金融機関

五、利子補給金の額

指定機関の所定の利率で計算した利子額から、年6分の利率で計算した利子額を減じた額の2/3以内の額とする。

ただし、延滞利子は利子補給の対象とはならない。

六、利子補給期間

新装 廣東料理 冷房完備 銀座園 卓料理 本店・曲師町 TEL 2-3915 支店・国鉄宇都宮駅前 TEL 2-7376

資金を借り受けた日から起算して二年六カ月以内とする。ただし、現に労働福祉施設を保有し、その施設に係る借入金を償還中である者の利子補給金については、この要綱告示の日（昭和三十八年六月二十五日）から起算して二年六カ月以内とする。

七、申請の手続

(1)、利子補給適用申請

利子補給をうけようとする者は、所轄の労政事務所長に同所、所定の申込書を提出する。

(2)、適用決定後の検査

県から適用の決定通知をうけた者は、施設の工事完了次第労政事務所長に報告し、検査を受けなければならない。

(3)、利子補給金の交付申請

交付申請は償還利子六カ月分ごとについておこなうものとする。ただし、償還期間が六カ月に満たない場合は、償還完了後ただちに交付申請することができる。交付申請は所定の用紙により所轄の労政事務所長に書類を提出する。

(4)、利子補給金の交付請求

県から利子補給金の交付決定通知をうけたときは所轄の労政事務所長に同所、所定の請求書を提出する。

中小企業退職金共済事業団資金の

還元融資制度概要について

一、足利銀行取扱によるもの（略称（銀））

1. 融資の対象

原則として退職金共済制度に加入している中小企業者またはその団体であって、福祉施設の設置または改善が必要である旨の労政事務所長の意見書のあるもの。

2. 対象の施設

従業員の為の住宅・厚生・保健衛生・文化体育の諸施設。

その他従業員の為の労働福祉施設。

3. 融資の限度

福祉施設の設置又は改善に必要な資金の2/3以内

4. 償還の期限

二年六カ月を原則とする。但し融資金額、償還能力に応じて適宜伸長短縮する。

5. 貸付の利率

原則として日歩二銭五厘（年利九分一厘二毛五糸）以下とする。但し信用度、担保条件及び貸付期間を勘案して決定する。

6. 申込の手続

融資を受けようとする者は融資申込書に足利銀行所定の用紙を使用して、同銀行本・支店に申込むものとする。

7. 申込用紙

中小企業労働福祉施設資金融資制度の申込用紙を用い

高級果実

八百谷



池上町 TEL (2) 2962

(銀)の表示をするものとする。

二、商工組合中央金庫取扱によるもの（略称（商））

1. 融資の対象

商工中金の所属組合またはその構成員とし、原則として中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結している中小企業者またはその団体であって、福祉施設の設置または改善が必要である旨の労政事務所長の意見書のあるもの。

2. 融資対象の施設

従業員のための宿泊・保健衛生・給食・文化体育の諸施設。

その他従業員の福祉を増進するための施設。

3. 融資の限度

組合施設については、一組合当り二〇〇万円以内、構成員施設については組合転貸、構成員貸に拘らず一構成員当り一〇〇万円以内とし、転貸の場合は組合に対する貸出限度は設けない。

4. 償還の期限

据置期間を含め五年以内

5. 貸付の利率

商工中金所定の利率とする。

6. 申込手続

事業主または事業主団体は、毎年度定める日（三十八年度は六月一日～八月末日）までに最寄の労政事務所を経由して商工中金の支店に申込書を提出する。申込関係書類は商工中金所定の用紙を使用すること。

◎茨城県河原子海岸「海の家」開設について

当所並に宇都宮市商店街連盟主催にて、当市内の商工業者とその従業員の方々の福祉施設として次のとおり「海の家」を開設いたします。

- 一、期間 本年七月一日より八月末日迄(二カ月間)
- 二、場所 茨城県日立市河原町二〇五八
旅館 観瀾楼(二階八畳二間、六畳五間、四畳半一間)
- 三、利用者の資格と経費
当所会員とその従業員及び当市商店街連盟所属商店街の会員とその従業員に限り、責任者がおる団体を主としますが、止むを得ぬときは個人でも受け付けます。
- 四、宿泊経費 一泊一名 三五〇円
但し、一日四食とし、主食・味噌汁・香の物のみを給食するので、副食品は自己負担で購入すること(寝具と食器は無料貸与)
- 五、旅費 宇都宮→河原町間往復一名六八〇円、日帰り利用者、一日一食、二〇〇円
- 六、申込の方法
イ、当所会員の場合は当所事務局に、商店街の場合は地区毎に取り纏めて当所内商店街連盟事務局宛申込むこと。
- ロ、一泊の利用者制限人員は五〇名。
- ハ、申込用紙は当所に用意してあります。
- ニ、バス(定員五〇名)
- 七、携帯品 海水浴着・洗面用具・敷布・副食品。

宇都宮市青少年問題協議会 について

◆どんな仕事をしているのか
本協議会は、本市の青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策を樹立するため、市長の諮問機関として市規則によって設置されました。委員は関係行政機関の職員八人、学識経験者十七人の二五人で任期は二年、昭和三七年二月一日に委員が委嘱され現在に至っております。

◆本協議会構成機関及び委員所属団体(順不同)
宇都宮市・市教育委員会・市議会・市社会教育委員・宇都宮少年鑑別所・宇都宮警察署・河内福祉事務所・宇都宮家庭裁判所・市公民館連絡協議会・市民生委員連合会・市立小学校長会・市立中学校長会・県高等学校長会・県興業環境衛生同業組合・市婦人連絡協議会・市PTA協議会・市体育協会・宇都宮地方保護司会・市商工会議所・市青年団連絡協議会・市青年協議会。

…青少年対策重点事項…

宇都宮市青少年問題協議会

目標	実施上の課題	実施事項
1. 家庭における青少年の振興	1. 新しい家庭のあり方に 2. 健全な家庭生活のたま 3. 児童の習慣の健全な生 4. 家庭の役割の正しく 5. 特殊な事情や環境にあ 6. 児童の福祉と家庭の教 7. 青少年の公衆道徳のこ	1. 確立された人間関係の 2. 健全な家庭のあり方 3. 青少年の道徳の向上 4. 青少年の健全な成長 5. 青少年の心身の健全な 6. 青少年の社会生活の充 7. 青少年の職業生活の充
2. 青少年の保護育成の充実	1. 勤労青少年のための福 2. 勤労青少年の職業安 3. 勤労青少年の職業安 4. 勤労青少年の職業安 5. 勤労青少年の職業安 6. 勤労青少年の職業安 7. 勤労青少年の職業安	1. 勤労青少年の職業安 2. 勤労青少年の職業安 3. 勤労青少年の職業安 4. 勤労青少年の職業安 5. 勤労青少年の職業安 6. 勤労青少年の職業安 7. 勤労青少年の職業安
3. 青少年を健全化する環境の充実に努める	1. 映画・テレビ・出版物 2. マス・コミの活用と 3. 健全な生活の充実に 4. 健全な生活の充実に 5. 健全な生活の充実に 6. 健全な生活の充実に 7. 健全な生活の充実に	1. 健全な生活の充実に 2. 健全な生活の充実に 3. 健全な生活の充実に 4. 健全な生活の充実に 5. 健全な生活の充実に 6. 健全な生活の充実に 7. 健全な生活の充実に

◎昭和38年度 “夏の青少年を育てる運動”実施要綱

一、趣旨 夏は青少年健全育成の絶好の機会である。又反面非行やいじめの発生し易い時期でもあるから、特にこれを防止するための努力をばらわねばならない。そこで重点的に次のことを強調し運動を展開する。

二、期間 昭和38年7月20日～8月31日

三、目標と具体的要項

工具と鋼材

アラマキ

Miya Jimacho Utsunomiya

TEL. (2) 3,726-6,021-2,958

- (1)、情緒ある美しい生活環境をととのえよう。
ア、父が早く帰る運動の展開
イ、まちを美しくする運動の展開
ウ、美しい町づくりの為の各種会合開催
エ、一家だんらんの日を多くしよう
- (2)、青少年団体の活動を助長しよう。
ア、青少年グループの野外活動援助
イ、水泳場・キャンプ場・遊び場の整備と利用
ウ、この活動のためのスポーツ教室・講習会・指導者研修会の奨励
- (3)、青少年を事故から守ろう。
ア、水難を防止しよう
イ、水泳場を選定し、そこ以外では水泳させないようにしよう
ウ、危険水域を明示しよう
エ、地域ぐるみで水域巡視をしよう
オ、急にそなえ救助法を習得しよう
カ、交通事故防止
キ、自転車二人乗をさせないようにしよう
ク、自転車一列運行を励行しよう
ケ、幼児の一人歩きは絶対させないようにしよう
コ、山の遭難から青少年を守ろう
カ、青少年の非行防止
キ、青少年非行集団の形成の防止・解体・補導に努めるようにしよう
ク、酒・煙草を青少年に売らないようにしよう
ケ、青少年の夜間外出の指導をしよう
コ、青少年非行防止のための話し合いを家庭内や、地域内で実施しよう

(宇都宮市青少年問題協議会)

事務局だより

五月

- 廿一日 商業活動調整協議会委員打合せ開催 一時 当所第三会議室
- 〃 栃木県食品工業組合定期総会開催 一時 くらかみ荘 新部指導員出席
- 〃 当所議員懇談会開催 三時 当所第一会議室 坂会頭他三十名出席
- 〃 商工青年学級特別講座開催 六時 「どんなものが買われるか」講師 須田恭三氏 聴講者六十三名
- 廿二日 栃木県商工名鑑作製打合せ 十時 星事務局長出席
- 〃 宇都宮青年会議所定期総会並に懇親会 五時三十分 二葉 藤生専務理事、星局長出席
- 〃 群馬銀行宇都宮支店長 小倉武雄氏 転任挨拶に來所
- 廿三日 〃 宮のさくら祭大売出し、大鳥空の旅招待旅行実施
- 廿四日 宇都宮法人会新事務所開設祝宴会 十一時 栃木会館三階レストラン三笠 藤生専務理事出席
- 〃 栃木県商工名鑑作製打合せ開催 九時 星事務局長出席
- 廿五日 工業実態調査実施に伴う説明会開催 十時 栃木

- 廿五日 会館第一会議室 小川、鈴木、吉田指導員出席
宇都宮市商店街連盟定期総会開催 三時 当所第一会議室 荒牧会長他三十二名出席
- 〃 懇親会 四時 当所二階ホール 四十五名出席
宇都宮衣料小売協同組合総会開催 四時 陽南荘 藤生専務理事出席
- 廿六日 第十七回国民珠算競技大会開催 八時三十分 中央大学 県代表八名
宇都宮商業高等学校
廿七日 日本珠算連盟第二十四回理事会 一時三十分 東京会館別館 山田理事出席
栃木県社会教育委員会会議開催 十時 栃木会館 第四会議室
〃 スーパーマーケットと小売店のあり方について講習会市と共催 栃木会館十号室
〃 中小企業金融公庫設置の為大蔵省、中小企業庁その他諸官庁に藤生専務理事陳情に上京す。
廿八日 宇都宮鉄道管理局設置促進本部役員会開催 十時 市役所公室 藤生専務理事出席
宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催 一時 当所第三会議室 藤生専務理事出席
〃 宇都宮労働基準協会定時総会開催 三時 中村 藤生専務理事出席
〃 宇都宮防犯協会総会 一時 市第三控室 星事務局長出席
廿九日 商業活動調整協議会委員会開催 十一時 当所第三会議室 花田副会長他八名出席
〃 当所常議員会開催 二時 当所第三会議室 保坂 会頭他十八名出席
- 六 月
- 二日 第十五回計算尺技能検定試験施行 九時 宇都宮工業高等学校
航空自衛隊基地航空祭 九時三十分 藤生専務理事出席
- 三日 労働基準局労務管理近代化推進員会議開催 一時 三十分 栃木労働基準局会議室 藤生専務理事出席
- 五日 計量記念日にあたり宣伝カーにより計量普及徹底のため市内を宣伝す。
- 六日 当所三号議員選任について打合せ 二時 当所第一会議室 二十八名出席
- 七日 経営指導員研修会 十時 栃木会館第十会議室
〃 栃の葉会さつき会展示会表彰式 十一時 東武デパート五階ホール 藤生専務理事出席
- 八日 中小企業金融公庫宇都宮支店誘致促進協議会開催 十時三十分 知事応接室 保坂会頭、藤生専務理事出席
- 九日 第十八回簿記検定試験施行 九時 宇都宮商業高等学校
〃 新潟市との民謡交歓会 東武百貨店広場
〃 第十六回近県中学校球算競技大会 九時三十分
十日 関東商工会議所連合会幹事会 十一時 東商ビル 二階 藤生専務理事出席
〃 宇都宮市商店街連盟緊急役員会開催 二時 当所

小売物価調査報告表

(昭和三十八年七月現在)

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格			
穀類・粉製品	うるち米(配給)	1 kg	93.50	野菜・果実	大根	1 kg	25	畜産食品	牛肉	100 g	70	加食料工品	竹輪	100 g	9			
	“(非配給)”	”	98		キャベツ	”	25		豚肉	”	70		たくあん	”	5			
	“(外米)”	”	—		ねぎ	”	20		牛乳	180cc	14		菓子	ビスケット	1包	100		
	“(準内地米)”	”	83		玉ねぎ	”	40		鶏卵	1本	22			キャラメル	1函	20		
	もち米	”	111		りんご	”	130		バター	1函	180			ドロップ	100 g	25		
	精麦	”	55		みか	”	—		調味料	醤油	1本		205	せんべい	”	33		
	小麦粉	”	55		水産食品	まぐろ	100 g			18	味噌		1 kg	95	嗜好品	清酒	1本	460
	小豆	100 g	18			さば	”			7	化学調味料		1かん	190		ビール	”	115
	食パン	”	10			いわし	”			8	砂糖		1 kg	165		焼酎	”	345
	うどん	”	6			いしか	”			7	食用油		1 l	180		ウイスキー	”	300
野菜実	かんしょ	1 kg	50	いしけ		”	50	加食料工品		豆腐	100 g	6	ジュース	”		300		
	ばれいしょ	”	40	煮干し		”	30			油あげ	”	30	緑茶	100 g	40			
嗜好品	紅茶	1かん	150	織品		作業服	1着	1,850		燃料	木炭	1俵	580	雑品	洗濯せっけん	1袋	450	
	たばこ(いこい)	1函	50			男子メリヤス	1枚	200			まき炭	1束	70		クリーム	1個	120	
織品	晒木綿	1m	24			男子ワイシャツ	”	800			石炭	1呎	170		新聞	1ヶ月	450	
	ポプリン	”	90			男子ジャケット	1足	180	れん炭		1袋	280	男子革靴		1足	3,000		
	キャラコ	”	50		婦人ジャケット	”	400	ガソリン	1 l		47	運動靴	”		300			
	ネル地	”	90		毛糸	500 g	1,400	家庭用機械器具	テレビ		1台	52,000	げた		”	380		
	サージ	”	1,380		打綿	”	1,200		電気洗濯機		”	23,000	ちり紙		100枚	17		
オーバー	”	—	建築材料		杉角材	1立方m	22,000		電球		1個	60	ノート		1冊	20		
富士	”	350			杉板	1平方m	170		自転車		1台	16,000	飯茶わん		1個	20		
ナイロン	”	225			セメント	1袋	360		ミシン		”	28,000	”		”	430		
男子背広	1着	9,200		くぎ	100 g	7	時計	1個	4,500	マッパ	1袋(10箱)	35						
男子学生服	”	3,500		畳表	1枚	430	雑品	感冒薬	1箱(25錠)	130	鉛筆	1本	10					
			板ガラス	”	60	栄養剤		”(30錠)	220	フィルム	”	180						

当所会議室新装整備なる!!

当所創立七十周年記念備品として、各方面よりの絶大な御協賛を得て、先般新調致しました、椅子・テーブルの納入整備もこの程終り、お蔭を待ちまして当所各会議室に近代的な椅子(三〇〇)、テーブル(一〇〇)を配置するこ

とができました。備品新調に伴いまして、各室内も若干の模様替えを致しましたので、従前とくらべ、それぞれ見違えるような、立派な会議室になりました。どうぞ皆様の色々な会合・会議等の御利用に御利用下さるよう、関係各位に對し心からなるお礼の言葉をかわて、お知らせ申しあげます。